

太子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月3日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 25 号

太子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

太子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 9 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）附則第 1 条第 2 号に定める日から施行する。